

三重県子ども・子育て支援事業支援計画第1期計画（平成27～31年度）の改定について

子ども・福 部 少子化対策課

1 これまでの経

平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度においては、「質の高い児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量の拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すとしています。

市町は新制度の実施主体として「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に応じて質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供していくこととされており、市町の計画等を踏まえて、県では「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定し、市町が教育・保育、地域子ども子育て支援事業を着実に実施できるよう支援していくとともに、子ども・子育て支援のうち特に専門性の高い施策、広域的な対応が必要な施策を実施していく必要があります。

令和元年度が現計画の最終年度となることから、取組状況や施策の現状と課題を検証したうえで、第2期計画（令和2～6年度）を策定します。

2 社会情勢の変化

- ・女性の就業率や育児休業取得率の上昇
- ・ 児教育・保育の無償化（令和元年10月～）
- ・外国につながる 児・児 への支援・配
- ・ 児 福 法改正による「子どもの権利 護」と「家 養育の優先の原則」
- ・高等教育の無償化（令和2年4月～）

3 計画の進め方（検討体制）

- ・行政、関係機関の代表者及び有識者等で構成する「三重県子ども・子育て会議」において意見を聴取し、計画策定を進めていきます。
- ・「児 待防止対策の充実」、「社会的養護の充実」、「母子家 および父子家 の自立支援の推進」に関しては、行政、関係機関の代表者及び有識者等で構成する「三重県社会福 審議会児 福 専門分科会」において、意見を聴取し、「三重県社会的養育推進計画」及び「第四期三重県ひとり親家 等自立促進計画」と併せて策定を進めていきます。

4 見直しの論点・視点等

- ・ 児教育・保育の無償化
 - ・ 子育て安心プランに対応する保育の受け 整備
 - ・ 新・放課後子ども総合プランに対応する待機児 解消に向けた受け 整備
 - ・ 国際化の進展に う、外国に がる 児・児 への支援・配
 - ・ 児教育アドバイザーの配置・確保及び 児教育センターの体制整備
 - ・ 園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望への対応
- ※現在、国において、第2期計画策定の基本指針を策定中。

5 スケジュール

- | | |
|---------|--|
| 4 - 7月 | 現状 、課題の整理 |
| 7月 | 三重県子ども・子育て会議 |
| 9 - 11月 | 「市町子ども・子育て支援事業計画」における量の見込みと確保方策
の調査、集計。 |
| 10月 | 常任委員会（ 格案の提示） |
| 11月 | 素案作成 |
| 12月 | 三重県子ども・子育て会議
中間案作成
常任委員会（中間案の提示）
パブリックコメントの実施 |
| 1月 | 三重県子ども・子育て会議 |
| 2 - 3月 | 最終案作成、計画の改定 |
| 3月 | 常任委員会（最終案の提示） |

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画 必須記 事

事	内容
1 都道府県設定区域の設定	都道府県設定区域の 及び内容、各都道府県設定区域の状況等を定めること。
2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	<p>1 各年度における教育・保育の量の見込みや別途示す教育・保育の参 標準を参考として、各年度における都道府県全域及び都道府県設定区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。</p> <p>2 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期認定区分ごと及び特定教育・保育施設（特定教育・保育施設に 当しない 園を含む。）は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。</p>
3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当 教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事	都道府県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期、 園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他認定こども園の 及に係る基本的考え方を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、 園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を定めること。
4 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために ずる措置に関する事	特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保 は質の向上のために ずる措置に関する事 （特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数を含む。）等を定めること。
5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事 並びにその円 な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事	児 待防止対策の充実、社会的養護体制の充実、母子家 及び父子家 の自立支援の推進並びに障害児施策の充実等について、都道府県の実情に応じた施策及びその実施のために必要な市町村との連携に関する事 を定めること。

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画 任意記 事

事	内容	現計画への記
1 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の基本理念等	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に係る法令の根拠、基本理念、目的及び特色等を記 すること。	なし
2 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事	市町村子ども・子育て支援事業計画の作成時及び特定教育・保育施設の利用定員の設定時における都道府県と市町村の協議及び調整等に係る事 を定めること。	あり
3 教育・保育情報の公表に関する事	事業者が提供する教育・保育に係る教育・保育情報の公表に関する実施体制の整備を始めとする教育・保育情報の公表に関する事 を定めること。	あり
4 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、各都道府県の実情に応じた施策を定めること。	あり
5 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の時期	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の時期を定めること。	なし
6 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の期間	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の期間（5年間）を定めること。	なし
7 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の達成状況の点検及び評価	各年度における都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。	あり

第2期三重県子ども・子育て支援事業支援計画（ ）の策定に関する要

1

⇒ 第2期に関する記述等を追加

2 区域の設定

(1) 区域設定にあたって

(2) 県設定区域

⇒ 県内の状況が大きく変化しているわけではないため、前回同様の区域で設定する。
広域調整の記述について、待機児 対策に関する協議会の設置と併せて検討。

3 教育・保育の量の見込み、確保方策

(1) 量の見込みの設定にあたって

(2) 確保方策の設定にあたって

(3) 教育・保育の量の見込み、確保方策

(4) 認可、認定に係る需給調整の考え方

⇒ 市町数値の集計

子育て安心プラン、 児教育・保育無償化に関する記述の追加。

4 教育・保育の一体的な提供および推進体制の確保

(1) 認定こども園の目標設置数、移行の支援および 及に係る考え方

(2) 県が行う必要な支援

(3) 質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の推進方策

(4) 教育・保育、地域型保育事業を行う者の連携方策

(5) 認定こども園、 園および保育所と小学校等との連携方策

⇒ 認定こども園への移行希望の調査に基づく。

認定こども園の設置促進の考え方の検討。引続き促進で問題がないか。

5 地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

(2) 県による重点的な取組

⇒ 市町数値の集計

1 3事業のうち県の重点的な取り組みをどこにおくか。

第1期は、病児保育事業、放課後児 対策、 産婦・ 児ケアの充実

6 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保、資質の向上等

(1) 人材確保

(2) 資質の向上、専門性の確保

⇒ 保育士・保育所支援センターを中心とする確保対策

処 改善

質の向上（保育士等キャリアアップ研修、放課後児 支援員研修等）等を記 。

7 教育・保育情報の公表

(1) 公表の方法

(2) 公表の内容

(3) 情報の公表時期および更新 度

⇒ 内容に大きな変化はない。現状の公表内容の様式に修正し対応。

8 専門的な知識、技術が必要な支援についての施策の実施と市町との連携

(1) 児 待防止対策の充実

(2) 社会的養護体制の充実

(3) 母子家 および父子家 の自立支援の推進

(4) 障がい児施策の充実等

⇒ 必須記 目のため、関係各課に記述を依頼する。

令和元年6月に示される予定の「国基本指針」が示されていないが、「外国につながる 児への支援・配 」について記述が必要と想定される。

9 職業生活と家 生活との両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

⇒ スマイルプランや県の政策目標に関して記述

10 計画を推進するために

⇒ 前回同様のよう形で作成予定。

(希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン 附属資料 1)

三重県子ども・子育て支援事業支援計画

平成 27 (2015) 年 3 月

三重県

目 次

1	趣旨	1
2	区域の設定	2
	（1）区域設定にあたって	
	（2）県設定区域	
3	教育・保育の量の見込み、確保方策	4
	（1）量の見込みの設定にあたって	
	（2）確保方策の設定にあたって	
	（3）教育・保育の量の見込み、確保方策	
	（4）認可、認定に係る需給調整の考え方	
4	教育・保育の一体的な提供および推進体制の確保	9
	（1）認定こども園の目標設置数、移行の支援および普及に係る考え方	
	（2）県が行う必要な支援	
	（3）質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の推進方策	
	（4）教育・保育、地域型保育事業を行う者の連携方策	
	（5）認定こども園、幼稚園および保育所と小学校等との連携方策	
5	地域子ども・子育て支援事業の推進	12
	（1）地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策	
	（2）県による重点的な取組	
6	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保、資質の向上等	17
	（1）人材確保	
	（2）資質の向上、専門性の確保	
7	教育・保育情報の公表	21
	（1）公表の方法	
	（2）公表の内容	
	（3）情報の公表時期および更新頻度	

8	専門的な知識、技術が必要な支援についての施策の実施と市町との連携	23
	(1) 児童虐待防止対策の充実	
	(2) 社会的養護体制の充実	
	(3) 母子家庭および父子家庭の自立支援の推進	
	(4) 障がい児施策の充実等	
9	職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	33
10	計画を推進するために	37

別紙1 各年度の県設定区域別の量の見込み、確保方策

別紙2 認定こども園の目標設置数

別紙3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策(市町単位)

1 趣旨

国は、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法（ ）」に基づき、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度を本格施行し、すべての子どもに良質な成育環境を保障していくとしています。

新制度では、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」をめざすとしており、市町は、新制度の実施主体として、「子ども・子育て支援事業計画」（以下「市町計画」という。）を策定し、地域の実情に応じて質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供していきます。

こうしたことをふまえて、県では、「子ども・子育て支援事業支援計画」（以下「県計画」という。）を策定し、市町が教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を着実に実施できるよう支援していくとともに、子ども・子育て支援のうち特に専門性の高い施策、広域的な対応が必要な施策を実施していきます。

子ども・子育て関連 3 法

子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び
認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

2 区域の設定

(1) 区域設定にあたって

区域とは、教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容、その実施時期（確保方策）を定める単位として設定するもので、県が認定こども園および保育所の認可、認定を行う際には、区域の需給調整を勘案して決定することになります。

県では、県内市町間での教育・保育の広域利用の実態等を勘案して県設定区域を定めます。

(2) 県設定区域

ア 1号認定（子どもが満3歳以上で幼児期の教育を希望する場合）

私立幼稚園では、市町域を超えた広域利用が行われており、全利用児童数に占める広域利用対象児童の割合が高いため、生活圈域等を考慮して、次の8区域とします。

区 域 名	構 成 市 町
桑名・いなべ・員弁郡	桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町
四日市・三重郡	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿・亀山	鈴鹿市、亀山市
津	津市
松阪・多気郡	松阪市、多気町、明和町、大台町
伊勢志摩・度会郡	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀	名張市、伊賀市
東紀州	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

イ 2号認定（子どもが満3歳以上で保育の必要性の認定を受ける場合）、 3号認定（子どもが満3歳未満で保育の必要性の認定を受ける場合）

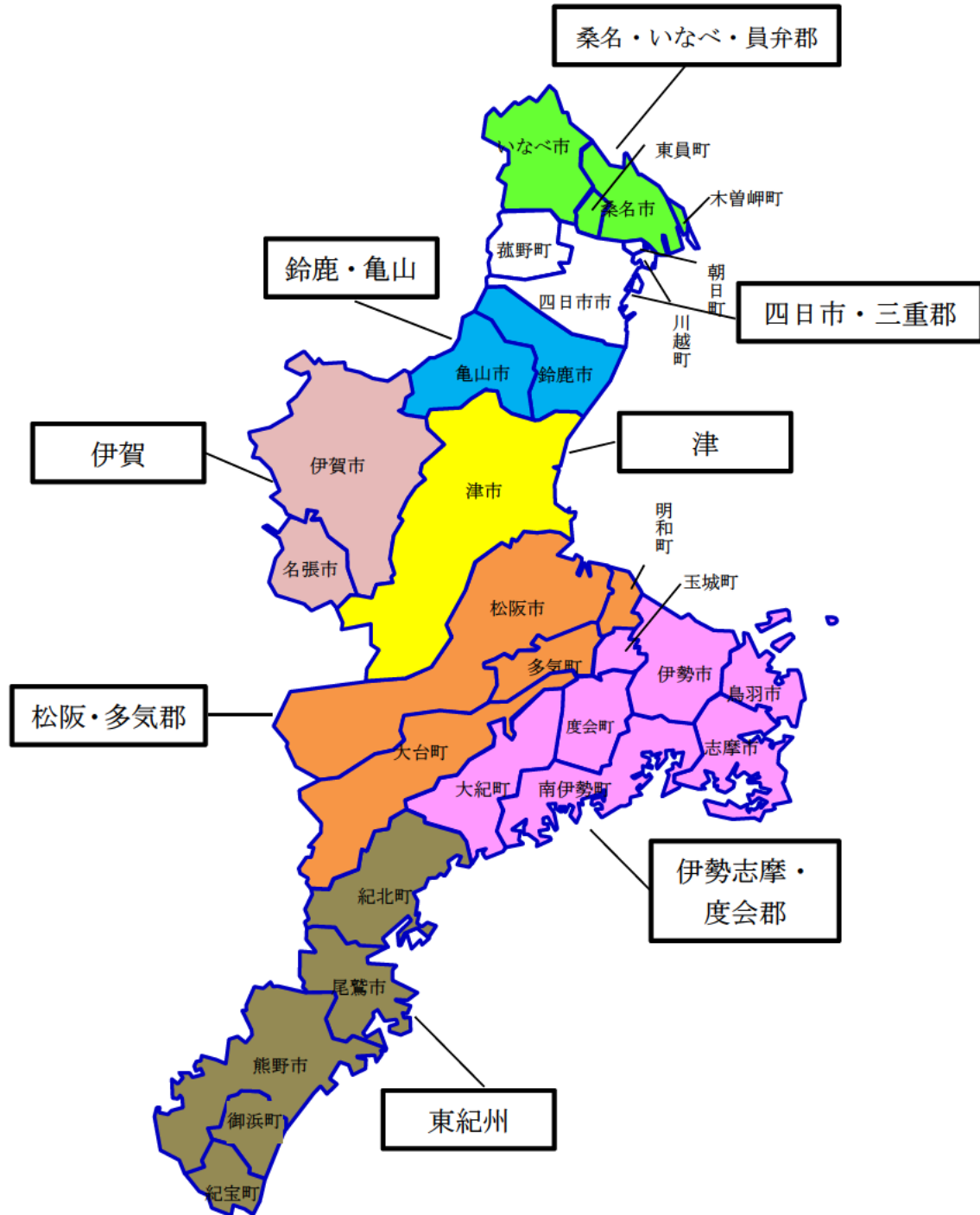
保育所では、保護者の勤務等の都合から広域利用が行われていますが、対象となる児童は少数であり、大半は居住地の保育所を利用することから、29区域（市町ごと）とします。

ウ 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業では、全体的に広域利用は少ないことから、29区域（市町ごと）とします。

<参考>

1号認定に係る区域図



3 教育・保育の量の見込み、確保方策

(1) 量の見込みの設定にあたって

市町では、市町計画に定める各年度の教育・保育の量の見込みを算定するにあたり、子どもの保護者等を対象に利用希望等把握調査（教育・保育施設の現在の利用状況、今後の利用希望、保護者の就労状況、今後の就労見込み等）を実施しました。

その調査結果から必要に応じて地域の実情（住民ニーズ、社会的な流入など）を勘案して算定した量の見込みは、市町子ども・子育て会議での議論、調整を経て、市町計画における量の見込みとして定められています。

県計画における量の見込みは、市町計画の量の見込み（数値）を県設定区域ごとにとりまとめ、認定区分別（3号認定は0歳、1・2歳に区分）に定めます。

(2) 確保方策の設定にあたって

市町計画では、国が平成29年度末までに量の見込みに対応する教育・保育施設の整備、地域型保育事業の実施をめざすとした「待機児童解消加速化プラン」をふまえて、確保方策を定めます。

県計画における確保方策は、市町計画の確保方策（数値）を県設定区域ごとにとりまとめ、認定区分別に定めます。

こうして定めた確保方策により、市町と連携して、待機児童の解消、すべての子どもへの質の高い教育・保育の提供をめざしていきます。

(3) 教育・保育の量の見込み、確保方策

県全域での量の見込み、確保方策は次のとおりです。

各年度の県設定区域別の量の見込み、確保方策は別紙1のとおりです。

< 参考 >

○用語の説明

用語	説明
教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園
施設型給付	教育・保育施設に対する共通の財政措置
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」
特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給対象施設として確認する主に満3歳未満の子どもを対象とした小規模保育事業（1）、家庭的保育事業（2）、居宅訪問型事業（3）、事業所内保育事業（4） 1：利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業 2：利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業 3：保育を必要とする子どもの居宅で家庭的保育者による保育を行う事業 4：事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業
特定教育・保育施設としての確認を受けない幼稚園	施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園
認可外保育施設	保育所として児童福祉法による認可を受けていない保育施設。確保の内容として記載する認可外保育施設は、市町が一定の施設基準に基づき運営費等の支援を行っている施設のみ。

教育・保育の量の見込み、確保方策

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
量の見込み	1号認定	18,010	17,678	17,297	16,990	16,817		
	2号認定	教育ニーズ ()	3,661	3,605	3,536	3,487	3,461	
		保育ニーズ	22,781	22,299	21,905	21,598	21,399	
		小計	26,442	25,904	25,441	25,085	24,860	
	3号認定	0歳	2,798	2,779	2,751	2,723	2,689	
		1・2歳	12,371	12,301	12,201	12,060	11,922	
		小計	15,169	15,080	14,952	14,783	14,611	
確保の内容	特定教育・ 保育施設	1号認定	14,280	14,535	14,592	14,555	14,615	
		2号認定	27,797	27,792	27,788	27,722	27,678	
		3号認定	0歳	2,715	2,812	2,912	2,914	2,927
			1・2歳	12,527	12,760	12,960	12,996	13,020
			小計	15,242	15,572	15,872	15,910	15,947
	合計	57,319	57,899	58,252	58,187	58,240		
	特定地域型 保育事業	1号認定						
		2号認定						
		3号認定	0歳	42	54	47	55	58
			1・2歳	110	141	153	170	170
	小計		152	195	200	225	228	
	確認を 受けない 幼稚園	1号認定	13,431	13,087	13,087	13,087	13,087	
		2号認定						
		3号認定	0歳					
			1・2歳					
認可外 保育施設	1号認定							
	2号認定	0	0	0	0	0		
	3号認定	0歳	0	0	0	0	0	
		1・2歳	0	0	0	0	0	
		小計	0	0	0	0	0	
	合計	0	0	0	0	0		
認定区分別	1号認定・合計	27,711	27,622	27,679	27,642	27,702		
	2号認定・合計	27,797	27,792	27,788	27,722	27,678		
	3号認定 ・ 合計	0歳	2,757	2,866	2,959	2,969	2,985	
		1・2歳	12,637	12,901	13,113	13,166	13,190	
		小計	15,394	15,767	16,072	16,135	16,175	
確保の内容 - 量の見込み (-)	1号	9,701	9,944	10,382	10,652	10,885		
	2号	1,355	1,888	2,347	2,637	2,818		
	3号	0歳	-41	87	208	246	296	
		1・2歳	266	600	912	1,106	1,268	
		小計	225	687	1,120	1,352	1,564	

2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、当面、実際上の過不足は生じないと想定されます。また、市町によっては、こうしたニーズを1号認定における量の見込みとして計画に記載しているところもあります。

<参考>

対象者	利用の対象となる教育・保育施設、事業
1号認定の子ども	特定教育・保育施設（幼稚園、認定こども園） 特定教育・保育施設としての確認を受けない幼稚園
2号認定の子ども （教育ニーズ）	特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園） 特定教育・保育施設としての確認を受けない幼稚園 主に幼稚園を利用
2号認定の子ども （保育ニーズ）	特定教育・保育施設（保育所、認定こども園） 認可外保育施設
3号認定の子ども	特定教育・保育施設（保育所、認定こども園） 特定地域型保育事業、認可外保育施設

（４）認可、認定に係る需給調整の考え方

ア 基本的な考え方

県は、適格性、認可、認定基準を満たす申請者からの申請があった場合には、認定こども園および保育所の認可、認定を行います。

ただし、認定区別に県設定区域における特定教育・保育施設等（ ）の確保の内容（供給）が、県計画で定める当該年度の量の見込み（需要）に既に達しているか、その認可、認定により超えることになるときは、原則として認可、認定を行いません。

特定教育・保育施設等

- ・ 1号認定の子ども、2号認定の子ども：特定教育・保育施設
- ・ 3号認定の子ども：特定教育・保育施設、特定地域型保育事業

イ 市町計画に予定していない認定こども園および保育所の認可、認定申請があった場合の調整

県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設等（整備が具体的に進められている教育・保育施設等を含む。）の確保の内容（供給）が、県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設等に係る量の見込み（需要）にすでに達しているか、その認可、認定申請に係る教育・保育施設の設置により超えることになるときは、原則として認可、認定を行いません。

ただし、待機児童が現に発生している、または発生する可能性が高く、迅速な対応が必要な場合などは、地域の実情に応じて、認可、認定を行います。

・需要(量の見込み) > 供給(確保の内容) 原則、認可・認定
 ・需要(量の見込み) < 供給(確保の内容) 原則、認可・認定を行わない

確保の内容には、確認を受けない幼稚園を含みます。
 需要(量の見込み)、供給(確保の内容)は認定区別に確認します。

ウ 幼稚園・保育所から認定こども園への移行の認可、認定の申請があった場合の調整

県設定区域における特定教育・保育施設等の確保の内容（供給）（ ）が、県設定区域における特定教育・保育施設等の当該年度の量の見込み（需要）（ ）に県計画で定める数を加えた数にすでに達しているか、その認可、認定申請に係る認定こども園の設置によって超えることになるときは、原則として認可、認定は行いません。

<p>・需要(量の見込み) + 「県計画で定める数」 > 供給(確保の内容) 原則、認可・認定</p> <p>・需要(量の見込み) + 「県計画で定める数」 < 供給(確保の内容) 原則、認可・認定を行わない</p> <p>需要（量の見込み）、供給（確保の内容）を確認する認定区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園からの移行：2号認定の子ども、3号認定の子ども ・保育所からの移行：1号認定の子ども
--

「県計画で定める数」は、幼稚園・保育所から認定こども園への移行を促進するため、各区域の教育・保育の量の見込み、確保方策と幼稚園・保育所から認定こども園への移行に関する意向の状況（本計画4（1）および別紙2参照）をふまえて次のとおり設定します。

（ア）幼稚園からの移行

認定こども園への移行の意向を持つ幼稚園がある区域のうち、2区域について移行予定年度に需要 < 供給となっていることをふまえ、需要 + 県計画で定める数 = 供給となるよう設定します。

区域名	県計画で定める数			備考 (移行後の類型、移行年度)
	1号認定	2号認定	3号認定	
鈴鹿市	/	185	32	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型：1か所 ・平成28年度
津市	/	78	設定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型：1か所 ・平成27年度

津市の3号認定については、移行予定年度に需要 > 供給となっているため、設定しません。

（イ）保育所からの移行

認定こども園への移行の意向を持つ保育所がある区域のうち、3区域について移行予定年度に需要（1号認定） < 供給（特定教育・保育施設：1号認定 + 確認を受けない幼稚園）となっていることをふまえ、需要 + 県計画で定める数 = 供給となるよう設定します。

なお、移行予定年度が複数ある場合は、需要と供給の差が最大となる年度の値で設定しています。

区域名	県計画で定める数			備考 (移行後の類型、移行年度)
	1号認定	2号認定	3号認定	
松阪・多気郡 (平成29年度の値で設定)	1,562			<ul style="list-style-type: none"> ・保育所型：2か所 ・平成28年度(大台町) ・平成29年度(多気町)
伊勢志摩・度会郡 (平成31年度の値で設定)	1,675			<ul style="list-style-type: none"> ・類型未定：8か所 ・平成28年度(伊勢市：1、玉城町：1) ・平成29年度(伊勢市：1) ・平成30年度(伊勢市：1) ・平成31年度(伊勢市：4)
東紀州	171			<ul style="list-style-type: none"> 保育所型：1か所 ・平成27年度(御浜町)

4 教育・保育の一体的な提供および推進体制の確保

(1) 認定こども園の目標設置数、移行の支援および普及に係る考え方

ア 認定こども園の目標設置数および設置時期

市町の認定こども園の設置予定、私立幼稚園・保育所の認定こども園への移行希望(平成27年2月3日現在)をとりまとめた結果、県全域では、平成27年度から平成31年度までの5年間で新たに33園の設置が見込まれており、これに既存の施設数(5施設)を合わせた数を認定こども園の目標設置数とします。

認定こども園目標設置数(詳細は別紙2のとおり)

	既設 (新制度に 移行予定)	平成 27年 度	平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	平成 31年 度	時期 未定	計
市町設置予定 および私立幼 稚園移行希望	5	3	5	6	2	4	13	38

イ 認定こども園への移行に必要な支援

(ア) 情報提供、相談対応等

県では平成26年4月から認定こども園に関する総合窓口を設置し、認定こども園に関する情報提供、相談対応などを実施しています。

今後も、認定こども園への移行を検討している市町、事業者に対して、必要な情報を迅速に提供し、適切な相談対応を実施していきます。

(イ) 財政支援

国の補助制度等を最大限に活用し、施設整備に必要な財政支援を行うことにより、施設の設置を促進していきます。

また、市町を通じた施設型給付(利用児童の認定区分に応じた給付)により、移行後の認定こども園の運営を支援していきます。

ウ 認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園は幼稚園と保育所の機能を持ち、保護者の就労状況やその変化にかかわらず継続して利用することができ、地域の子育て支援も行う施設です。

県では、市町と連携して、認定こども園の周知、広報を図り、地域の実情や住民の利用希望に沿えるよう普及に取り組んでいきます。

特に、幼保連携型認定こども園については、学校と児童福祉施設を兼ねる単一の認可施設として設置手続きが簡素化され、財政措置も施設型給付に一本化されたことから、教育・保育施設の確保が必要な市町に対して設置、移行を働きかけていきます。

また、幼稚園や保育所の利用者の中には、認定こども園の利用を希望する方（幼児期の学校教育の利用希望が強い共働き家庭等）が少なからずいることから、市町に対して、こうしたニーズを的確に把握し、必要に応じて設置、移行するよう働きかけていきます。

さらに、過疎地域などで、少子化により集団教育・保育が困難な場合には、必要に応じて施設の統廃合等を契機とした認定こども園への移行を促していきます。

（２）県が行う必要な支援

今後、認定こども園の設置数の増加に対応し、教育・保育を一体的に提供していくためには、幼稚園教諭と保育士がお互いの仕事、役割について理解しあうことが重要です。

そのために、幼稚園教諭と保育士がともに「教育の学び」「養護の学び」を深めていくことができるようにしていく必要があります。

幼稚園教諭と保育士の連携を支援するため、これまで幼稚園教諭、保育士のそれぞれを対象に実施してきた研修について、両者が参加し、相互理解が深まるよう、県が実施する研修の参加対象を拡大するとともに、県教育委員会、幼稚園・保育所関係団体などの他の研修実施機関に対しても、参加対象の拡大を検討するよう働きかけ、合同研修の実施の機会を確保していきます。

（３）質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の推進方策

乳幼児期の発達は、連続性を有するものであり、一人ひとりの個人差が大きいことから、全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育および地域での子ども・子育て支援を提供していくことが必要です。

県は、国の補助制度等を最大限に活用して認定こども園の設置促進を図るとともに、市町が幼稚園・保育所関係団体、幼稚園教諭養成機関、指定保育士養成施設などの関係機関と連携し、質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を提供できるよう支援していきます。

（４）教育・保育、地域型保育事業を行う者の連携方策

質の高い教育・保育を提供するためには、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園および保育所と地域型保育事業を行う者との連携が必要です。

教育・保育施設は、地域における子育ての中核的な役割を担うことが求められており、特に地域型保育事業の連携施設となった場合には、地域型保育事業を行う者に対して、保育内容への支援（ ） 代替保育の提供を行うとともに、子どもが地域型保育事業を終えた後の受け皿になる必要があります。

県としては、関係者会議の開催等により市町担当者間の情報共有および情報交換の機会を設け、市町の積極的な関与を促進し、教育・保育施設と地域型保育事業を行う者が円滑に連携を図ることができるよう支援していきます。

保育内容への支援

地域型保育事業を利用する子どもが集団保育を体験できるような機会（合同保育、園庭開放等）の設定、地域型保育事業を行う者が実施する保護者支援に対する助言等

（５）認定こども園、幼稚園および保育所と小学校等との連携方策

認定こども園、幼稚園および保育所から小学校や特別支援学校に入学する際、生活環境や学習環境の著しい変化により、子どもが学校に十分に適応できず、学習に集中できない、教員の話を受けずに授業が成立しないといった問題（小1プロブレム）が生じる場合があります。

子どもの発達段階に応じて一貫した教育を推進するため、子どもを中心に据え、認定こども園、幼稚園および保育所と小学校や特別支援学校がそれぞれ主体となった取組を推進するとともに、相互に連携を図る必要があります。

また、地方公共団体の長と教育委員会を構成員とする「総合教育会議」において、認定こども園、幼稚園および保育所と小学校等との連携のあり方などについて、協議・調整を行うこととなっています。

現在、各施設間で保育・授業の公開、合同行事・合同学習・合同研修などによる交流、教育課程の編成についての小学校との情報交換などが行われています。

このような状況をふまえ、県は、幼児教育・保育と小学校教育が円滑に接続するための連携方策について、各市町間での情報共有が進むよう支援していきます。

5 地域子ども・子育て支援事業の推進

市町計画では、平成31年度末までに、量の見込みに対応する地域子ども・子育て支援事業の実施をめざして、確保方策を定めています。

県では、市町計画をふまえながら、国の補助制度等を最大限に活用し、市町に対して事業の実施に必要な経費等を補助することにより支援するとともに、市町と連携して、人材確保・育成に向けた取組を進めていきます。

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

市町計画に基づく県全域での量の見込み、確保方策は次のとおりです。

なお、市町単位の詳細は、別紙3のとおりです。

<参考> ○各事業の概要

事業名	事業概要
延長保育事業	保育認定を受けた子どもに対して、通常の利用日、利用時間以外の日・時間に認定こども園、保育所等で保育を実施する事業
放課後児童健全育成事業	保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に学校の余裕教室、児童館等で遊びや生活の場を提供する事業
子育て短期支援事業	保護者が病気等により家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等で一定期間（短期入所：ショートステイ、夜間養護：トワイライトステイ）養育・保護を行う事業
地域子育て支援拠点事業	乳幼児、保護者同士が交流等を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供等を行う事業
一時預かり事業	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児等に対して、昼間等に、幼稚園・保育所・認定こども園等で、一時的に預かる事業
病児保育事業	病児等に対して、病院・保育所等に付属して設けられた専用スペース等で、看護師、保育士等が一時的に保育を実施する事業
ファミリー・サポート・センター事業	地域での育児の相互援助活動を推進し、病児等の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズに対応する事業
利用者支援事業	子ども、保護者の身近な場所で、教育・保育施設、地域の子育て支援事業等の情報の提供、相談への対応等、関係機関との連絡調整を実施する事業
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、適切な養育の実施を確保する事業
妊婦に対する健康診査	妊婦の健康の保持、増進のため妊婦に対する健康診査を実施する事業

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

			平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	単位
延長保育事業	量の見込み(実人数)		/	7,481	7,375	7,289	7,163	7,103	人
	確保の内容	実人数	6,023	7,531	7,429	7,399	7,388	7,387	
放課後児童健全育成事業	量の見込み	全学年	/	12,380	12,466	12,533	12,599	12,616	人
	確保の内容	登録児童数	10,446	13,393	13,740	13,939	14,204	14,301	
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み		/	989	980	973	966	962	人日
	確保の内容(延べ人数)		671	1,424	1,419	1,416	1,412	1,410	
地域子育て支援拠点事業	量の見込み		/	67,009	66,416	66,050	65,673	65,374	人回/月
	確保の内容		174	180	182	185	187	191	
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象)	量の見込み	1号認定による利用	/	80,847	80,078	76,053	73,585	74,001	人日
		2号認定による利用	/	401,963	395,117	386,045	380,005	375,623	
	確保の内容	延べ人数	323,441	466,205	471,552	474,445	483,672	496,330	
一時預かり事業 (幼稚園在園児以外)	量の見込み		/	132,531	130,400	128,117	126,187	124,571	人日
	確保の内容	一時預かり事業(保育所等) 延べ人数	30,137	67,163	76,581	92,158	105,257	116,376	
		ファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急対応を除く)	9,029	13,382	13,573	13,783	13,962	14,192	人日
		子育て短期支援事業(トワライステイ)	0	0	0	0	0	0	
病児保育、 ファミリー・サポート・センター 事業(病児・緊急対応強化事業)	量の見込み		/	19,031	18,735	18,425	18,135	17,926	人日
	確保の内容	病児保育事業 延べ人数	6,589	10,329	11,910	14,040	15,030	16,347	
		ファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急対応)		495	503	508	528	532	602
ファミリー・サポート・ センター事業 (就学児)	量の見込み		/	21,523	21,570	21,607	21,744	21,590	人日
	確保の内容		14,158	19,016	19,646	20,301	21,041	21,673	
利用者支援事業	量の見込み		/	29	31	31	31	31	か所
	確保の内容		/	21	30	30	31	31	
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み(訪問家庭数) 訪問対象となる家庭の実数		14,368	14,419	14,250	14,084	13,905	13,704	件
	事業実施予定		29	29	29	29	29	29	市町
養育支援訪問事業	量の見込み	訪問家庭数 訪問対象となる家庭 の実数	1,726	1,865	1,860	1,861	1,884	1,881	件
		訪問延べ件数	3,590	4,255	4,318	4,380	4,420	4,440	
	事業実施予定		21	29	29	29	29	29	市町
妊婦に対する健康診査	量の見込み	人数	14,978	14,584	14,388	14,206	14,004	13,791	人

(2) 県による重点的な取組

県では、それぞれの事業が抱える課題等をふまえ、特に次の事業について市町の取組を重点的に支援していきます。

ア 病児保育事業の充実

子どもが病気になったとき、仕事を休むことができない場合には、子どもを預けることができる病児・病後児保育が必要となります。

県内で病児・病後児保育に取り組む地域は、平成26年度上半期で20市町(病児・病後児保育:18市町、ファミリー・サポート・センターでの病児・病後児預かり事業:10市町(重複する市町あり))となっており、病児・病後児保育のニーズに応じて、対応する市町を拡大していく必要があります。

こうしたことから、病児・病後児保育の施設整備、運営に要する経費、広域利用に向けた取組について補助することにより支援していきます。

イ 放課後児童対策の促進

(ア) 放課後児童クラブへの支援の拡充と放課後子ども教室との連携

県内の放課後児童クラブの設置数は、平成26年5月1日現在、309箇所と年々増加しており、全小学校区数(375校区)に占める放課後児童クラブを設置している校区数の割合は82.4%となっています(広域利用を含む)。

児童数が多い小学校区では、利用児童の増加に伴い、放課後児童クラブの分割など、クラブ室の新たな整備が必要になっています。児童数の少ない小学校区では、放課後児童クラブが開設されていないところも多く、また、開設されていても小規模であるため国庫補助が受けられず財政的に運営が厳しいところもあることから、複数のクラブの統合を促すとともに、運営に要する経費を支援していく必要があります。

ひとり親家庭の児童、生活保護世帯の児童、障がいのある児童などについては、優先的な受入を行う必要があります。

こうしたことから、県では、放課後児童クラブの創設に加え改築等への支援を行うとともに、小規模な放課後児童クラブへの支援の拡大など運営費への支援を拡充します。また、ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料に対する補助を行っていきます。

また、国は、平成26年7月に策定した「放課後子ども総合プラン(1)」において、放課後児童クラブと放課後子ども教室(2)の一体的な又は連携した実施を一層進めるとしており、今後は、可能な限り、放課後子ども教室と一体的に又は連携して運営していくことが求められています。

こうしたことから、県は、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に整備する場合には、放課後児童クラブ・放課後子ども教室・学校関係者等の連携をより一層促進するため、その学校区に設置する協議会の設置・運営に係る経費について補助を行っていきます。

1：放課後子ども総合プラン

共働き家庭の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての小学生が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の計画的な整備を進めようとするものです。

2：放課後子ども教室

市町が放課後の子どもの居場所づくりの確保や多様な学習・体験プログラムの提供を目的に設置しており、県内の平成26年3月31日現在の設置数は63箇所(20市町)となっています。

(イ)「放課後子ども総合プラン」の推進

市町は、次世代育成支援対策推進法に基づき、国が策定する「行動計画策定指針」に沿って策定した「市町行動計画」により、「放課後子ども総合プラン」の取組を進めていく必要があります。

県では、実施主体である市町が、円滑に「放課後子ども総合プラン」に取り組めるよう次のとおり支援するとともに、三重県子ども・子育て会議を「推進委員会」として位置付け、三重県子ども・子育て会議において、県内の放課後対策の総合的なあり方について検討していきます。

a 福祉部局と教育委員会との連携

平成27年度に設置する総合教育会議を活用し、教育委員会と福祉部局との連携による総合的な放課後対策を検討していきます。

具体的には、放課後等の活動への学校施設の積極的な活用のほか、放課後児童クラブと放課後子ども教室に従事する者、参画する者の間で円滑な情報交換・情報共有ができる場を提供するといった連携方策などを検討していきます。

b 研修計画

放課後児童クラブや放課後子ども教室に従事する者、参画する者の資質の向上を図るため、放課後児童支援員資格認定研修(1)や子育て支援員養成研修(2)を実施します。

また、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を促進するため、市町と連携して、両事業に従事する者、参画する者と小学校の教職員等との間で情報交換・情報共有ができる場の提供を検討していきます。

1：放課後児童支援員資格認定研修

県が実施する、放課後児童支援員として必要な基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に係る知識・技能を習得するための研修

2：子育て支援員養成研修

育児経験豊かな主婦等を主な対象として、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業等に従事するために必要な知識等を習得するための研修

ウ 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

妊娠中は公費による妊婦健診が14回受診できます。各市町が妊婦健診を円滑に実施できるように必要に応じ市町とともに県内医療機関と内容の見直し等の調整を行っていきます。

赤ちゃんが生まれた後、生後4か月を迎えるまでにすべての家庭を訪問し、保護者の不安や悩みに対応し子育ての孤立化を防ぎ、必要な支援を行う乳児家庭全戸訪問事業は三重県では全市町で実施されています。

しかし、乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や母子保健事業、保健医療の連携体制に基づく情報提供や関係機関からの連絡等により把握された養育支援が特に必要と認められる家庭に対し、保健師・助産師・保育士等による必要な助言・指導や、子育てOBやヘルパーなどによる育児・家事支援を行う養育支援訪問事業の実施は、平成26年10月末現在、24市町にとどまっています。

県では、市町の母子保健コーディネーターを中心とした切れ目のない支援がどの市町に住んでいても受けられるよう、三重県独自の「出産・育児まるっとサポートみえ」(三重県版ネウボラ)により取組を推進し、市町が地域の強みを生かした母子保健体制を整備できるよう支援していきます。

6 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保、資質の向上等

(1) 人材確保

県内の保育所では平成26年4月1日現在、0～2歳の低年齢児を中心に48人の待機児童が発生しています。低年齢児は配置基準上、3歳以上児に比べて多くの保育士が必要であり、保護者の職場復帰により年度途中での入所希望が増える傾向にあることから、円滑に児童を受け入れていくには年度当初から保育士を確保しておく必要があります。

また、県内の放課後児童クラブの利用児童数は、平成26年5月1日現在、11,189人と年を追うごとに増加しています。こうした利用ニーズの増加に伴い、従事する者を確保していく必要があります。

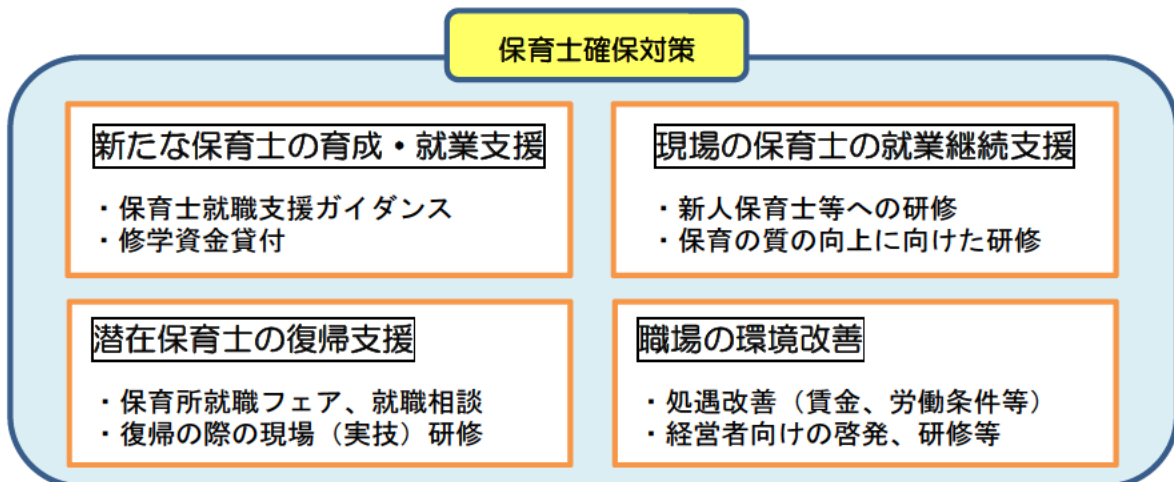
さらに、子育てに不安や孤立感を感じる家庭の増加により、地域での子育て支援ニーズも高まっており、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保も必要です。

ア 幼児期の学校教育・保育等に従事する者

保育所での待機児童解消に向けて、保育士の人材確保が重要となります。

平成25年度から設置している保育士・保育所支援センターを中心に、新たに保育士となる者の就業、保育士の実業継続、保育士資格を持っていても保育所等で就業していない者（潜在保育士）の復帰、保育士の処遇改善など労働環境の改善に向けた取組を支援していきます。

また、保育士修学資金貸付制度を創設し、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格取得をめざす学生の修学を支援することにより、新たに保育士となる者を育成し、保育士確保につなげていきます。



併せて、今後の保育士、幼稚園教諭、保育教諭の確保の状況を注視し、必要に応じて保育所・幼稚園関係団体等と連携し、県内の指定保育士養成施設、幼稚園教諭養成機関に入学定員の増について働きかけていきます。

また、幼保連携型認定こども園の設置を促進していくためには、幼稚園教諭免

許と保育士資格を併せて持っている者の確保が必要となります。

国は、平成27年度からの5年間で、免許または資格のみを持っている者が、免許と資格を併せ持つことを促進するよう特例措置を講じることとしており、市町等と連携して対象者への周知等を行っていきます。

イ 地域子ども・子育て支援事業に従事する者

(ア) 放課後児童健全育成事業に従事する者

放課後児童クラブに従事する者については、国が定める基準（放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準）により、放課後児童クラブごとに2人以上の放課後児童支援員（うち1人は補助員でも可）を置く必要があります。

放課後児童支援員には、「所定の資格等を持っている者等で、県が行う研修を修了していること」が求められるため、平成27年度以降、順次、放課後児童支援員資格認定研修を実施し、資格を持つ者の確保を進めるとともに、その処遇の改善に努めていきます。

また子育て支援員養成研修を実施し、補助員や放課後子ども教室との連携、障がい児の受入に対応できる人材の確保も進めていきます。

(イ) 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実に従事する者

切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実に向けた取組として、地域子ども・子育て支援事業のうち、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業を充実させていく必要があり、母子保健コーディネーターや、子育て支援に携わる人材の育成に取り組みます。

(2) 資質の向上、専門性の確保

幼稚園教諭、保育士、保育教諭、放課後児童支援員等は、被虐待児童、外国籍児童、障がい児、養育困難家庭の子どもや、その保護者への支援など、以前にも増して資質の向上、専門性の確保が求められており、研修の充実が重要となっています。

研修の実施にあたっては、幼稚園教諭、保育士、保育教諭、放課後児童支援員等が、乳幼児期、学童期の特性や重要性を正しく理解し、子どもの自己肯定感を高め、社会性等を育むことができるよう、三重県子ども条例の基本理念()等をふまえたものとしていきます。

三重県子ども条例の基本理念

- ・子どもを権利の主体として尊重すること
- ・子どもの最善の利益を尊重すること
- ・子どもの力を信頼すること

ア 幼児期の学校教育・保育等に従事する者

幼稚園教諭、保育士、保育教諭等が資質の向上、それぞれに必要な専門性の確保に取り組むことができるよう、県教育委員会とも連携しながら、子どもたちを取り巻く現状、現場のニーズに沿った研修の実施体制を充実するとともに、今後の認定こども園の増加に対応するため、これまで実施が少なかった幼稚園教諭と

保育士の合同研修を充実させていきます。

また、市町の職員の資質の向上、専門性の確保に向けた取組（研修の実施や研修への派遣など）を支援していきます。

イ 地域子ども子育て支援事業に従事する者

（ア）放課後児童健全育成事業に従事する者

放課後児童支援員、補助員等の資質の向上、専門性を確保するために必要な研修を実施していきます。

（イ）切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実に従事する者

乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業の円滑な実施のため、市町の母子保健コーディネーターの養成、保健師、助産師等専門職の資質向上のほか、子育て支援に携わる人材の育成に取り組み、市町の事業を支援していきます。

< 保育士・幼稚園教諭等の必要見込み数 >

市町における教育・保育施設、地域型保育事業の利用児童数（見込み）と配置基準に基づいて算出される幼稚園教諭、保育士、保育教諭等の必要見込み数は次のとおりです。

○総括表

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
保育教諭（ 1 ）	76	98	136	152	155
保育士（ 2 ）	4,052	4,059	4,021	3,982	3,963
幼稚園教諭（ 3 ）	889	883	867	860	859
保育従事者（ 4 ）	7	7	7	7	7
家庭的保育者（ 5 ）	6	7	8	9	12
家庭的保育補助者（ 6 ）	6	7	8	9	12

- 1 保育教諭：幼保連携型認定こども園に従事し、幼稚園免許と保育士資格の両方を持つ者
- 2 保育士：認定こども園（幼稚園型、保育所型）、保育所、小規模保育事業（A型・B型）、事業所内保育事業に従事する者
- 3 幼稚園教諭：幼稚園型認定こども園、幼稚園に従事する者
- 4 保育従事者：小規模保育事業（B型）における保育従事者
- 5 家庭的保育者：家庭的保育事業における家庭的保育者
- 6 家庭的保育補助者：家庭的保育事業における家庭的保育補助者

< 参考 >

- ・小規模保育A型：保育所分園に近い施設
- ・小規模保育B型：A型とC型の中間的な施設
- ・小規模保育C型：家庭的保育に近い施設

○内訳

【教育・保育施設】

単位：人

	職種	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
幼保連携型 認定こども園	保育教諭	76	98	136	152	155
幼稚園型 認定こども園	保育士	2	2	2	2	2
	幼稚園教諭	6	6	6	6	6
保育所型 認定こども園	保育士	27	28	28	27	26
地方裁量型 認定こども園	保育士	0	0	0	0	0
保育所	保育士	3,998	3,994	3,956	3,918	3,902
幼稚園	幼稚園教諭	883	877	861	854	853

【地域型保育事業】

単位：人

	職種	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
小規模保育事業 (A型)	保育士	4	14	14	14	12
小規模保育事業 (B型)	保育士	11	11	11	11	11
	保育従事者	7	7	7	7	7
小規模保育事業 (C型)	家庭的保育者	0	0	0	0	0
	家庭的保育 補助者	0	0	0	0	0
家庭的 保育事業	家庭的保育者	6	7	8	9	12
	家庭的保育 補助者	6	7	8	9	12
居宅訪問型 保育事業	家庭的保育者	0	0	0	0	0
事業所内 保育事業	保育士	10	10	10	10	10

なお、配置基準を0歳児：3：1、1・2歳児：6：1、3歳児：15：1（最低基準：20：1）、4・5歳児：30：1として算出していますが、各市町においては地域の实情に応じて加配していることがあります。また、必要見込み数は常勤換算となっていること、特別保育等で加配となる者を含んでいないことから、実際にはさらに多くの幼稚園教諭、保育士、保育教諭等が必要となります。

7 教育・保育情報の公表

県では、教育・保育施設、地域型保育事業を利用又は利用しようとする子どもの保護者等が、適切かつ円滑に利用する機会を確保できるよう、市町・事業者等が提供する教育・保育に関する情報を次のとおり公表します。

(1) 公表の方法

県ホームページ等により公表します。

(2) 公表の内容

ア 子ども・子育て支援法施行規則別表第一(1)に掲げる項目

イ 子ども・子育て支援法施行規則別表第二(2)に掲げる項目

1：子ども・子育て支援法施行規則別表第一

1	施設等を運営する法人について
	(1) 法人の名称、所在地および連絡先 (2) 法人の代表者の氏名および役職 (3) 法人の設立年月日
2	施設等に関することについて
	(1) 教育・保育施設又は地域型保育事業の種類 (2) 施設等の名称、所在地および連絡先 (3) 施設等の管理者の氏名および役職
3	施設等の従業者について
	(1) 職種別の従業者の数 (2) 従業者の業務に従事した経験年数 (3) 従業者の勤務形態および労働時間数
4	教育・保育の内容について
	(1) 施設等の開所時間、利用定員および学級数 (2) 施設等の利用手続きおよび選考基準 (3) 利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況
5	利用するにあたっての利用料等について
6	その他知事が必要と認める事項について

2：子ども・子育て支援法施行規則別表第二

1	教育・保育の内容について
	(1) 利用者に対する説明および同意の取得の状況 (2) 利用者が負担する利用料に関する説明の実施 (3) 相談や苦情対応のための状況
2	施設等の運営状況について
	(1) 安全管理および衛生管理のために講じている措置 (2) 情報の管理、個人情報保護 (3) 教育・保育の提供内容の改善状況
3	知事が必要と認める事項について

(3) 情報の公表時期および更新頻度

情報の公表時期および更新頻度については、「教育・保育情報の公表に関する要綱」に定めます。

8 専門的な知識、技術が必要な支援についての施策の実施と市町との連携

(1) 児童虐待防止対策の充実

平成 22 年度に鈴鹿市で発生した重篤事例、平成 24 年度に桑名市および四日市市で発生した死亡事例の検証等をふまえ、児童相談所等の体制整備、児童相談所職員の資質向上等に取り組んでいます。

また、県全体の児童相談対応力の向上に向けては、第一義的な相談窓口となる市町における職員の資質向上を支援し、体制強化を働きかけるとともに、関係機関との一層の連携強化に取り組んでいます。

児童相談所の体制強化

現状と課題

ア 児童虐待相談対応件数

平成 21 年度以降、児童相談所が対応する児童虐待相談対応件数は毎年、過去最多を更新しており、平成 25 年度には 1,117 件となっています。

イ 児童相談体制の強化

- ・平成 25 年度に児童虐待対応にかかる児童相談センター（児童相談所を含む）の組織体制を充実して取り組んでいます。
- ・児童相談所職員の資質向上に向けて研修体系を確立し、役職、職種、経験年数に応じた研修を実施しています。
- ・虐待通告時の初期対応の的確性等を向上するためのリスクアセスメントツールを開発し、児童相談所で運用しています。今後は、的確な初期対応をより確実に行うため、ツールの運用精度を高めていく必要があります。
- ・さらに、初期対応以降における児童・家庭への適切な支援を行うためのニーズアセスメントを開発・活用して、虐待の再発防止、家族の再統合につながるためのきめ細かい対応を行う必要があります。

計画期間における取組内容

- ・児童相談所職員の研修体系に基づき、さらにその時々課題に応じた研修を効果的に実施し、人材育成、資質向上を図ります。
- ・アセスメントツールを活用した的確な対応がすべての児童相談所で定着するよう、取組精度の向上を図ります。

市町や関係機関との役割分担および連携の推進

現状と課題

- ・市町の児童相談体制の充実を目的に、市町と児童相談センター（所管児童相談所を含む）で定期協議を実施し、市町ごとの強み弱みを把握したうえで、アドバイザーの派遣や児童相談センターによるフォローアップなどの支援を行っています。市町によって体制が異なり、抱えている課題も多様

であることから、市町の状況に応じた支援が求められています。

- ・ 市町の児童福祉、母子保健担当者を対象に適時性のあるテーマ設定や事例検討などによる研修を実施し、人材育成を支援しています。引き続き、市町のニーズをふまえたテーマ、実施方法を検討していく必要があります。
- ・ 市町（児童福祉担当・教育委員会）、警察、県教育委員会、児童相談所による連絡会議において、児童虐待対応に関する意見交換のほか、虐待通告から立入調査に至る実務訓練などを実施し、相互理解と連携を推進しています。
- ・ 保育所、幼稚園、学校等においては、児童虐待を発見しやすく、早期対応のために市町又は児童相談所等への通告を行う必要があることから、児童虐待防止に向けた啓発を行っていく必要があります。

計画期間における取組内容

- ・ 市町との連携強化に向けて、定期協議の充実を図るなどしながら、市町の実情を把握し、的確な支援に努めます。
- ・ 市町の人材育成を支援する研修については、引き続き、研修テーマ、実施方法など市町のニーズをふまえて充実を図ります。
- ・ 保育所、幼稚園、学校等関係機関を対象に、児童虐待防止意識の向上を図るための研修等に取り組む市町を支援します。

妊婦や子育て家庭の相談体制の整備

現状と課題

- ・ 核家族化や少子化等に伴い妊産婦の孤立傾向が進む中、特に産院退院直後の産婦には、体調が回復していない段階での育児や環境変化への適応等の課題がありますが、産婦の悩みや不安を早期に解消するための支援が不十分であるといわれています。
- ・ 児童虐待による死亡事例は、乳幼児期の子どもが多くを占めており、その背景には母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていたり、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題があるとの指摘があります。
- ・ 妊娠・出産・育児期における健診や相談が産婦人科・小児科・市町等の様々な窓口に分かれており、個々の健康情報が一元化されにくい状況にあります。
- ・ 課題のある家族等に対するハイリスクアプローチに重点がおかれていますが、課題の発生を予防するという視点から、すべての妊産婦や家族を対象としたポピュレーションアプローチが必要です。
- ・ 子育て支援は、より身近な地域での対応が望まれることから、地域に密着した細やかな子育て相談を行うことのできる体制の拡充が求められます。

計画期間における取組内容

- ア 三重県独自の出産・育児支援体制である「出産・育児まるっとサポートみえ」により、県内のどの地域においても妊産婦やその家族が必要なときに必

要なサービスを受けることができるよう、市町の体制整備に向けた取組を支援します。

- ・母子保健コーディネーターや育児支援ヘルパーなどの子育て支援に携わる人材を育成します。
- ・児童虐待につながりやすい精神疾患のある妊婦や若年妊婦等の特定妊婦を早期に発見し、その後の支援につなげるため、妊娠届出時アンケートの県内統一による医療機関と市町との連携を推進します。
- ・市町が行う医療機関や助産所等を活用した産後ケア事業を支援します。
- ・母子保健体制構築アドバイザーを配置し、市町において地域の実情に応じた切れ目のない母子保健サービスが提供されるよう、市町における母子保健事業の立案や医療機関・学校等との連携方法等についての助言を行います。

イ 市町や児童相談所等の関係機関と連携しつつ、地域に密着したよりきめ細かな子育て相談を行う施設である児童家庭支援センターの児童相談所単位での設置をめざします。

児童虐待による死亡事例等の検証

現状と課題

ア 三重県児童虐待死亡事例等検証委員会の設置

- ・児童虐待による死亡事例等が発生した場合は、社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会を「三重県児童虐待死亡事例等検証委員会」と位置づけ、検証にあたります。
- ・事例の詳細を振り返り、その背景や特性をふまえた検証を行い、事例から学ぶべきこと、再発防止に向けた提言がなされることとなります。

イ 過去の検証事例

- ・県内では、これまでに、平成 22 年に発生した鈴鹿市における重篤事例、平成 24 年に桑名市と四日市市で発生した 2 件の乳児死亡事例の計 3 件の検証が行われています。
- ・県では、この 3 件の検証をふまえ、児童虐待対応を強化するための取組を進めています。

計画期間における取組内容

- ・検証に基づく児童虐待対応施策を引き続き、着実に実施します。

(2) 社会的養護の充実

社会的養護については、平成 27 年度から平成 41 年度までを計画期間とする「三重県家庭的養護推進計画」に基づき充実を図っていきます。

計画期間を 3 期（前期・中期・後期）に区分し、各期における目標や取組を定め、家庭養護の支援や乳児院・児童養護施設の小規模化や地域分散化等を推進していきます。

家庭的養護の推進

ア 里親等委託の推進

現状と課題

- ・ 里親等委託率は、平成 26 年 12 月現在で、16.1%となっています。
- ・ 県内では 68 世帯の里親に 79 人の子どもおよび 3 カ所のファミリーホームに 8 人の子どもが委託され、家庭的な環境の中で養育が行われています。
- ・ 平成 26 年度には、12 人の里親支援専門相談員が乳児院（3 施設） 児童養護施設（9 施設）に配置されています。
- ・ 里親委託優先の原則に基づき、里親等委託を増やしていくためには、新たな里親登録者の増加や里親支援のより一層の充実が求められています。

計画期間における取組内容

- ・ 家庭的な生活環境の中で、より多くの子どもが養育されるよう、1 中学校校区 1 養育里親登録をめざして、里親登録者を増やすとともに、里親・子どもに対する支援の充実を図ります。
- ・ 家庭養護の中心となる養育里親や専門里親の登録者の増加を図り、子どもの委託先としての選択肢を増やすとともに、研修の充実によって里親の養育技術の向上を図りつつ、里親委託を推進します。
- ・ 家庭的な環境で子どもを養育することができるファミリーホームの設置促進を図ります。

イ 施設の小規模化および地域分散化の推進

現状と課題

- ・ 平成 26 年 12 月現在、乳児院に 35 人、児童養護施設に 376 人、グループホームに 42 人（分園型小規模グループケア 14 人、地域小規模児童養護施設 28 人）の子どもが入所しています。このうち、乳児院および児童養護施設の本体施設において、157 人の子どもが小規模グループケアを受けています。
- ・ 平成 25 年度に乳児院、児童養護施設が策定した家庭的養護推進計画においては、定員 45 人以上の施設の小規模化や、本体施設の小規模グループケア化および地域小規模児童養護施設の設置が予定されており、そうした整備を計画的に促進していく必要があります。

計画期間における取組内容

- ・ 「三重県家庭的養護推進計画」に基づき、乳児院や児童養護施設の本体施設の小規模グループケア化や地域小規模児童養護施設の設置等による地域分散化を計画的に進めます。
- ・ 施設養護においても、家庭的な環境できめ細かなケアが行われるよう、生活環境の改善、子どもの処遇向上を図ります。

専門的ケアの充実および人材の確保・育成

現状と課題

- ・ 虐待を受けた子ども等社会的養護を必要とする子どもは、適切な愛着関係に基づき、安定した人格形成や精神的成長等が図られるよう、専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育が必要です。
- ・ 乳児院や児童養護施設には被虐待児や何らかの障がいのある子どもなど手厚いケアを必要とする子どもがいることから、専門的ケア機能の強化や養育支援技術の向上を図る必要があります。
- ・ 子どもの家庭復帰に向けた家庭への支援も必要であり、そのための人材育成が求められています。
- ・ 他方、心理的困難や苦しみを抱え、日常生活に生きづらさを感じている子どもには、情緒障害児短期治療施設等における心理療法等の支援が必要であり、非行の子どもや生活指導を要する子どもには児童自立支援施設における社会的自立に向けた支援が必要です。さらに、母子生活支援施設については、DVや貧困、母親の精神疾患、子どもの発達障がい等入所者が抱える課題が多岐にわたることから、こうした課題に対応する幅広い専門的な支援が求められています。

計画期間における取組内容

- ・ 児童養護施設等においては、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員等の専門職員の配置を推進する等、専門的ケアの体制を整備し、専門性の向上と発揮を図るとともに、県においては、基幹的職員研修や専門研修の実施等により施設職員の養育支援技術の向上を支援します。

自立支援の充実

現状と課題

- ・ 児童養護施設を退所しても、基本的な生活管理、金銭管理、健康管理等の生活スキルの知識や経験の不足から、自立生活に必要とされる力が身についていないような状況が見受けられます。
- ・ そのため、要保護児童が、可能な限り社会生活へのスタートを公平に切れるよう自立支援の充実が必要です。
- ・ 県では、それらの背景の一つである基本的な学習習慣や学力の不足を補うため、施設に入所する児童に対する学習支援を行っています。

計画期間における取組内容

- ・ 児童養護施設においては、より家庭的ケアを推進することで、児童の自立する力を向上させていくとともに、生活が不安定な子どもなどに20歳までの措置延長を活用し、社会的自立を支援します。また、県内に2か所ある自立援助ホームにおいて生活指導や就労支援等、児童養護施設を退所した児童の社会的自立を支援します。

- ・ 児童養護施設を退所する児童が就職する際の身元保証や未成年後見人の選定を支援します。
- ・ 引き続き、児童養護施設に入所する児童に対する学習支援を行います。

家族支援および地域支援の充実

現状と課題

- ・ 児童虐待の防止、家庭環境の調整等家庭復帰後の虐待の再発防止等のための家族支援の充実や、施設による地域の里親等への支援、子育て短期支援事業等による地域の子育て家庭への支援等、家族支援や地域支援の充実がより重要となっています。
- ・ 地域における子育て支援の充実を図るため、児童家庭支援センターの設置を進める必要があります。

計画期間における取組内容

- ・ 児童養護施設等における家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員等の配置や児童家庭支援センターの設置促進と積極的活用により、地域の子育て相談や里親支援等の充実を図り、施設のソーシャルワーク機能を強化します。
- ・ 母子が一緒に生活しつつ、母と子の関係に着目した支援が可能である母子生活支援施設について、福祉事務所、女性相談所、児童相談所等の関係機関との連携により、その積極的な活用、支援機能の充実、広域利用の推進を図ります。

子どもの権利擁護の推進

現状と課題

- ・ 子どもの権利擁護の強化を図るため、平成 13 年度に作成した子どもの権利ノートについては、平成 20 年度に改訂版を作成し、児童養護施設入所児童に対し配布し、説明しています。
- ・ 平成 19 年度から児童養護施設向けに開発された権利擁護プログラムである「子どもへの虐待防止（CAP）プログラム」を実施しています。
- ・ ケアの質の向上を進めるため、各施設の特徴を生かした施設ごとの施設運営指針や里親等養育指針に沿った取組を推進するとともに、平成 24 年度から 3 年に 1 度の実施が義務化された第三者評価の受審と、その評価をふまえた改善を求めているところです。
- ・ 被措置児童等虐待の禁止について、施設職員等への徹底、入所児童等や関係機関への周知等その発生予防に取り組んでいます。

計画期間における取組内容

- ・ 子どもの権利ノートのより適切な活用と要保護児童への説明を行い、児童の権利擁護を推進します。
- ・ 児童養護施設等社会的養護を担う施設における第三者評価受審および自

己改善を促進します。

- ・ 被措置児童等虐待については、引き続きその発生予防に取り組みます。

(3) 母子家庭および父子家庭の自立支援の推進

第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画（附属資料 2）に記載しています。

(4) 障がい児施策の充実等

障がい児施策については、療育や発達障がい等に関する専門的な相談支援を行うとともに、県立草の実りハビリテーションセンター（以下「草の実 R C」という。）や県立小児心療センターあすなる学園（以下「あすなる学園」という。）において、入院・外来診療や地域支援等を行っています。また、特別支援教育においては、一人ひとりの教育的ニーズに応えるきめ細かな教育を行っています。

引き続き、障がい児の地域社会への参加と包容を推進するため、ライフステージに応じた途切れない支援や、地域における保健、医療、福祉、保育、教育等関係機関の連携による支援により、個々の子どものニーズに応じたきめ細かな支援を行います。

現状と課題

体制の整備

- ・ 障がい児等療育支援事業により、身近な地域で療育指導等の相談支援を行っていますが、引き続き、ニーズに応じた療育に関する専門的な相談支援を行う必要があります。
- ・ 自閉症・発達障がい支援センターを県内 2 か所に設置し、専門的な相談支援を行っています。引き続き、自閉症・発達障がいに関する専門的な相談支援を行うとともに、地域における関係機関の機能強化を図るため、センターとしての専門性を生かした後方支援を行う必要があります。
- ・ 福祉型障害児入所施設に入所している障がい児の、地域生活への移行を促進していますが、地域における関係機関へ途切れない支援を「つなぐ」ため、入所時から、18 歳以降の地域における支援体制を視野に入れた関係機関との連携が求められています。
- ・ 医療的ケアを必要とする障がい児とその家族が安心できるような支援体制を構築するため、医療的ケアができる人材の育成、受入体制づくり、医療、障がい福祉等の支援機関との連携を推進する必要があります。

発達支援の充実

- ・ 発達支援が必要な子どもに対して、身近な地域において、早期発見と成長

段階に応じた適切な支援が途切れなく行われるよう体制づくりが必要です。

- ・ 草の実RCでは、肢体不自由児を対象とした入院・外来診療、短期入所事業、児童発達支援事業を行うとともに、地域への巡回指導等の地域支援を行っていますが、医師等の専門人材の不足が課題となっています。
- ・ あすなろ学園では、発達障がい児、情緒障がい児、精神障がい児等、精神および行動に疾患・障がいのある子どもを対象とした入院・外来診療とともに、地域への巡回指導等の地域支援を行っています。発達障がい児等に対する支援ニーズが高まる一方で、医師等の不足により診療待機期間の長期化が課題となっています。
- ・ 市町において発達障がい児等への適切な早期支援が行われるよう、保健・福祉・教育の機能が連携した総合支援窓口の設置又は機能の整備を働きかけています。そのため、県が有する専門性を生かして、総合支援窓口を担う専門的な市町職員等の育成のための長期研修の受入や、保育所・幼稚園等における発達障がい児等の早期支援ツールの普及・指導等の支援を行っています。
- ・ 児童相談センターでは、聴覚障がい児を対象とした相談や療育指導、学校への訪問支援、早い段階での補聴器のフィッティング等を中心とした指導訓練等を行っています。

特別支援教育の充実

- ・ 発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもが増加するとともに、障がいが重度・重複化、多様化する傾向にあります。
- ・ インクルーシブ教育システム構築を進めるにあたっては、障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場でともに学ぶことを基本としつつ、個別の教育的ニーズに対しては、自立と社会参加を見据え、最も的確に応える学びの場において教育を行い、指導を一層充実していくことが求められています。
- ・ 保護者の子育てにおける不安に早期に対応した相談の実施や、支援情報を途切れなく引き継ぐ体制の構築のために、パーソナルカルテ等の活用を進める必要があります。
- ・ 幼稚園・保育所や小中学校の通常の学級や高等学校等における指導・支援の充実のために、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用を促進する必要があります。
- ・ 発達障がい等について、小中学校等の教員の理解を深める必要があることから、特別支援学校のセンター的機能を活用した、発達障がい等にかかる研修の実施が求められています。
- ・ 特別支援学校では、卒業後も地域の中で安心して、自分らしく豊かに暮らしていけるよう、生活年齢や障がいの状態等に応じたキャリア教育を推進する必要があります。

計画期間における取組内容

支援のための体制整備等

- ・ 子どもの周囲の「気づき」の段階から、ライフステージに応じた途切れのない支援や関係機関のスムーズな連携による支援を適切に提供できるよう、障がい児等療育相談支援事業において、地域における保健、教育、医療、福祉、就労支援等の関係機関の連携強化を図ります。
- ・ 障害児入所施設に入所した時点から、退所後の地域生活を見据えた支援が行えるよう、福祉型障害児入所施設にコーディネーターを配置することにより、児童相談所、障害児入所施設、市町等の関係機関が連携し、それぞれの役割に応じた途切れのない支援を提供します。また、平成 30 年 3 月の経過措置後の福祉型障害児入所施設のあり方等について、方針を定め、必要な取組を進めます。
- ・ 自閉症等の発達障がい児・者に対する個々の障害に応じた相談支援を行う拠点である自閉症・発達障がい支援センターにおいて、広域的、専門的な相談支援を行うとともに、専門性のさらなる向上と地域の相談支援機関に対する後方支援機能の強化を図ります。
- ・ 医療的ケアを必要とする障がい児に応じた支援を行うため、障がい福祉、医療、介護、保育、教育等地域における支援機関の連携強化を図ります。
- ・ 地域において、医療的ケアを必要とする障がい児の受入体制づくりを進めるため、重度訪問介護、生活介護および短期入所等の障害福祉サービスにおける受入や、日中一時支援、移動支援等の地域生活支援事業の柔軟な運用を促進します。また、訪問看護、介護保険事業所および医療機関等医療的ケアを実施できる地域資源の活用を促進します。

発達支援の充実

- ・ 草の実 R C とあすなろ学園、児童相談センターの言語聴覚機能を統合し、「三重県こども心身発達医療センター（仮称）」として一体的に整備します（平成 29 年度開院予定）。また、併設する特別支援学校や隣接する国立病院機構三重病院と連携することにより、発達支援が必要な子どもに対して、専門性の高い医療、福祉、教育が連携した支援を行うとともに、地域支援の機能を高め、発達支援の中核として県全体の総合力の向上をめざします。
- ・ 市町に対して保健・福祉・教育の機能が連携した総合支援窓口の設置または機能の整備を働きかけるとともに、総合相談・療育の中核となる専門性の高い人材を育成するための市町職員等の研修受入や巡回指導における技術的支援等を行い、発達支援が必要な子どもが、成長段階に応じて適切な支援が受けられるよう環境を整備します。
- ・ 発達障がい児等に対する支援ツール「CLM（Check List in Mie：発達チェックリスト）」と個別の指導計画」の保育所・幼稚園等への導入を促進し、子どもが集団生活で困難さを感じることなく過ごせるようにするとともに

に、二次的な問題行動等の予防にもつなげていきます。

- ・ 草の実RC、あすなろ学園における入退所時等の関係機関（児童相談所、学校、市町、医療・福祉施設等）との調整や、障がいの理解を深めること等の不安解消に向けた取組、総合相談窓口での相談対応、短期入所事業の実施等により、家族支援を充実していきます。

特別支援教育の充実

- ・ 幼稚園・保育所や小中学校等における個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用について、特別支援学校のセンター的機能を活用することで充実を図ります。また、パーソナルカルテ等の情報引継ぎツールを活用し、支援情報が円滑に引き継がれる体制の整備に向けて、県教育委員会と市町等教育委員会が連携して体制の整備を進めます。
- ・ 特別支援学校のセンター的機能では、地域の小中学校等における研修会の開催に加え授業研究等の成果を発信することで、特別支援教育に対する理解を深めます。また、特別支援学校の教員は、発達障がいを含む複数の障がい種に対応する専門性の向上を図ります。
- ・ 幼稚部、小学部から高等部までの計画的・組織的な指導、キャリア教育にもとづいた教育課程の見直しを進め、一人ひとりの自立と社会参加に向け、障がいの状況や特性に応じた指導を充実させます。また、教員の専門性向上を図るため、研修会等を実施するとともに、大学等と連携し、認定講習による特別支援学校教諭免許状保有率の向上に取り組みます。

9 職業生活と 舌との両立に必要な雇用環境の整備に関する
 施策との連携 (「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」再掲)

重点的な取組9 子育て期女性の就労に関する支援

(5 後のめざす姿)

就労継続や再就職支援の取組により、妊娠・出産・子育て等と両立しながら働きたいと考える多くの女性が、希望する形で就労できている状況をめざします。

(現状と課題)

日本の女性の 30 歳代の出産・育児期に低下し、子育てが一段落した 40 歳代で再び上 かわゆる「M字カーブ」を描いており、他の先進国に比べるとその傾向が顕著となっています。

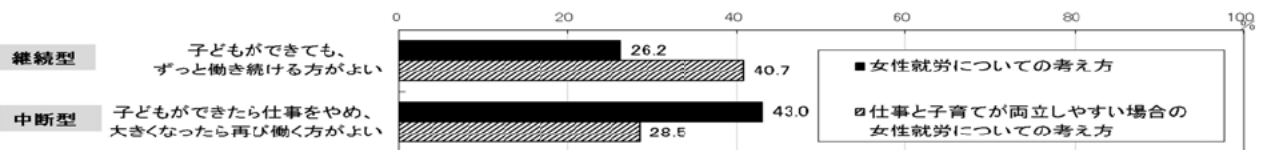
一方、みえ県民意識調査によると、20～50 歳代の専業主婦等の 90%以上が就労を希望するなど 女性女性の就労ニーズは高くなっています。

また、女性就 業の考え方は「中断型」(子どもができたらず仕事をやめ、大きくなったら 与がよい) の割合が「継続型」(子どもができて、ずっと働く方がよい) と働く方がよい 環境にあるとする 割合が高くなっています。

さらに、ライ ン・キャリア教育を受けた女子学生は「継続型」を希望する割合が高くなる傾向にあるとの調査報告があるほか、子育て期の女性は短時間勤務等の柔軟な 働き方を希望する傾向も見られます。

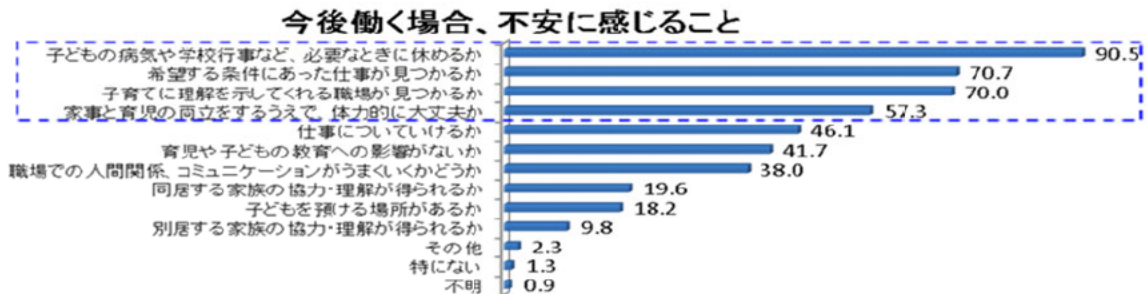
OECD 諸国では 労働力率が高いほど合計特殊出生率が高い傾向にある(平 成 18 年版男女共 同)とされていることなどもふまえ、妊娠・出産・子育て等と両立しな ぎ希望する女性への支援が必要となっています。

図表：女性就労についての考え方



出典：第3回みえ県民意識調査

図表：今後働く場合、不安に感じること



出典：子育て中の女性の就労意識に関するアンケート調査(平成25年度)(県雇用経済部)

取組内容)

①学生への就労継続を考える機会の提供【雇用経済部】

学生が妊娠・出産・子育て等のライフプランとキャリアデザインを考える機会を
提供を支援します。

②希望がかなう労働環境づくり支援【雇用経済部】

女子学生が県内各所で働き続けることができる、また再就職後の女性が希望する
形で就労継続がかなう労働環境づくりを支援します。

キャリアアップ支援【雇用経済部】

再就職後の女性に必要なスキルを身に付けるための研修や、再就職後の女性が希望する
形で就労継続がかなう労働環境づくりを支援します。

④再就職後のキャリアアップ【雇用経済部】

再就職した女性に対して、再就職後の課題等を把握し、解決に向けたフォロー
アップを行います。

(重点目標)

目標項目	現状値	27年度	31年度
学生に対するキャリア形成支援を行う高等学校	0校 (26年度)	2校	10校

※県が実施する支援機関は、就労継続につながる出張講座を開講する大学・短大をカウント。

タリリング指標)

項目	現状値
25～44歳女性(総務省「就業構造基本調査」)	58.3% (24年)

「家族」の形成や機能を支える取組等

仕事と子育ての両立を希望する女性に対して、出産後の就労継続や再就職支援など
の取組を進めます。

重点的な取組 10 こよる仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援

(5 後のめざす姿)

安心して妊娠 子育てができる職場環境づくりに向けた企業の取組が進むとともに、職 職が「イクボス」となるなど、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む、子育てに優しい企業が増えている状況をめざします。

(現状と課題)

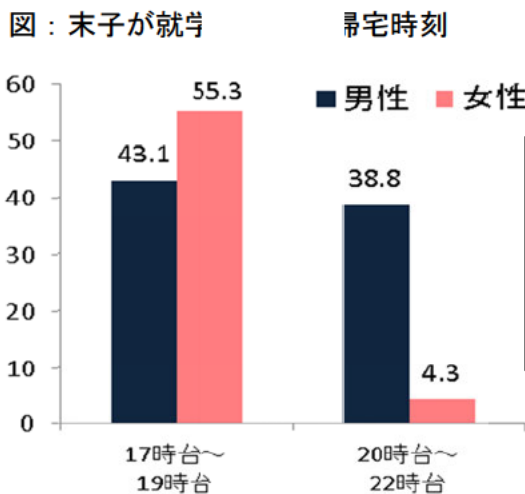
「第3回みえ 調査」(平成25年度)によると、男性の9割近くは「積極的に参加すべき」、「上司の許す範囲で育児をすればよい」と回答するなど、父親も育児にかかわるべきと考える一方で、末子が就学前の男性の6割以上が一週間に49時間以上 宅時刻が20時以降の割合が4割程度となっています。

また、いまだに第1子の出産を機に約6割の女性が退職している現実があり、理由として4人に1人は「仕事と育児の両立が難しかった」と回答しています(国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査」)。両立が難しかったという具体 理由としては、職場に両立を支援する雰囲気がなかったことや勤務時間の問 方が多くなっています。

さらに、妊娠経験がある働く女性の4人に1人がマタニティ・ハラスメントを経験していると あります(日本労働組合総連合会調べ)。

加えて、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業は、年々増加しているものの、3割前後にと 企業規模が小さいほど取組が弱い傾向となっている(三重県内事業所労働 条件 態調査)とともに、取組項目の一つである長時間勤務の縮減について 所 労働時間が年々増加している傾向にあります(毎月勤労統計調査)。

このため、男 児 画、女性が働き続けることができる環境づくりなど、こよる仕事と子育てとの両立に向けて、支援制度の整備と機運醸成の両面から取り組む必要 あります。



表：ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所の割合

年度	取組事業所の割合	従業員規模			
		10～29人	30～49人	50～99人	100～299人
22年度	23.4%	21.2%	24.9%	20.7%	33.2%
23年度	27.1%	16.1%	25.6%	22.0%	36.3%
24年度	28.6%	16.4%	22.0%	28.2%	33.4%
25年度	31.8%	14.5%	27.0%	24.3%	34.2%

出典：三重県内事業所労働条件等実態調査

出典：第3[意識調査

(主な取組内容)

①ワーク・ライフ・バランスの取組促進【雇用経済部】

所定外労働時間 や育児休業の取得促進など、子育てしながら安心して働くことができ ぐりに向け、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を促進します。

②企業等による地域子育ての活発化【健康福祉部子ども・家庭局】

活動する地域 で子どもの育ちや子育てを支えていくという趣旨に賛同する企業等 活発に活動されるような環境づくりを進めます。

③マタハラ、パタハラのない職場づくり【環境生活部】

マタニティ・ ントやパタニティ・ハラスメントの防止に向けて、出産や子育てに対 約な意識を醸成し、支援制度を活用しやすい「お互いさまの職場風土づくり」に取り組む企業の取組を支援します。

(重点目標)

目標項目	現状値	27年度	31年度
ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでの割合※1	31.8% (25年度)	37.0%	65.0%

※1 三重県内事業所労働条件等実態調査（雇用経済部）のワーク・ライフ・バランス促進のための取組に関する質問について、全体から「特に行っていない」の回答 いた割合

タリング指標)

項目	現状値
労働者からのマタハラ・パタハラに関する相談件数(県)※2 (三重労働局)	40件 (25年度)

※2 「三重県等室における男女雇用機会均等法の施行状況について」の「不利益取扱 (条)」と「母性健康管理 (12条、13条)」の相談件数の合計値

「家族」の形成や機能を支える取組等

仕事と子育ての両立を希望する家庭を支援するため、企業に対して、ワーク・ライフ・バランス 両立支援の風土づくりなどさまざまな働きかけを図ります。

10 計画を推進するために

(1) 進行管理

県は、毎年度、子ども・子育て会議において、本計画に基づく施策の実施状況（公立・私立ともに教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価を行い、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施することとします。

また、認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となります。このため、市町は、認定の状況をふまえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町計画の見直しを行うことになっており、県においても、市町計画の見直し状況をふまえ、必要な場合には、県計画の見直しを行うこととします。

県は、この結果を公表するとともに、これに基づいて必要な措置を講じることとします。

(2) 広域利用を行う特定教育・保育施設の利用定員の変更手続き

広域利用が行われる特定教育・保育施設の利用定員を変更しようとする場合は、あらかじめ知事へ協議を行うこととします。

県への協議は、広域利用の協議対象市町と十分調整し、市町間で協議が整ったうえで行うこととします。